

第32回中小企業団体岩手県大会開催

第32回中小企業団体岩手県大会が、去る9月20日盛岡市ホテル東日本において岩手県知事並びに県議会議長をはじめ、関係機関から来賓多数ご臨席のもと、県下の組合代表者等総勢250余名が参加し盛大に開催された。

大会は6つのスローガン「中小企業対策予算の増強」、「中小企業税制改革の実現」、「地域振興とまちづくりの推進」、「地域格差対策の即時実行」、「原油価格安定対策の早期樹立」、「地元中小企業への優先発注」を掲げ、岩手県知事からの岩手県商工業表彰を、また、本会会長より大会表彰として優良組合、組合功労者、優良青年部の表彰を行った。その後、議案審議に入り、全議案を満場一致により採択し、岩手県中小企業青年中央会会長高橋雅光氏による大会宣言がなされた。

また、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県商店街振興組合連合会及び本会4団体

合同による中小企業対策の拡充強化、まちづくりの推進と地域産業の振興等に関する特別決議も併せて決議された。なお、一般議案及び特別議案の概要は以下の通りで、国及び県等の関係機関に対しそれぞれ陳情要望を行なうこととした。



【提出議案】

『国に対する要望』

1. 二極化対策

低迷する地方経済が元気を回復するとともに、我が国経済の活力の源泉である中小企業が景気回復を実感できるよう、適時・適切な景気対策を実施すること。

特に、業種間の景況感の格差や企業規模間の好不況の二極化、地域間格差が生じていることから、特定地域に対しては強力な地域振興対策を講じること

2. 中小企業対策、中小企業連携組織対策

中小企業が新連携、新事業展開、産学官連携、IT化推進、環境・エネルギー問題等に積極的に取り組むことができるよう、国の中小企業予算を確保・充実すること。

なお、税源とともに都道府県に移譲された中小企業対策事業については、確実に執行するよう最低限、国が関与すること。

また、中小企業団体中央会の指導体制を整備・強化するため、地方交付税化されている都道府県中小企業団体中央会の補助対象指導員等の人件費が削減されることのないよう十分配慮すること。

3. 原油価格安定制度の導入

急激な原油価格高騰に際しては、国が市場価格に積極的に関与する「原油価格安定制度」を導入すること。

4. 社会保障制度改革

パートタイム労働者の厚生年金加入を促進するための要件（就業時間）の緩和は、収益と無関係に企業に負担を課し、企業活力や雇用に大きな影響を与えるものであり、絶対に行わないこと。

5. 労働対策

労働・雇用の改善・確保のため、以下の措置を講ずること。

（労働契約法制及び労働時間制度について）

（1）労働契約法制化と労働時間制度の見直しにあたっては、新たに中小企業に規制や負担を課することのないよう、充分検討すること。

（人材育成について）

（2）中小企業の従業員や後継者に対する能力開発・教育訓練制度を体系的に整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化するとともに、中小企業が中小企業組合等を活用して行う従業員等

の共同教育訓練に対する支援を強化すること。

6. 金融対策

(高度化事業)

中小企業高度化事業については、既往借入の返済条件緩和、金利負担の軽減等、さらなる改善を行うとともに、高度化資金借入手続きの簡素化を併せて行うこと。

7. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進支援するためには税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

- ① 中小法人に対する軽減税率の引き下げとその適用所得範囲の引き上げ。
(現在は中小法人：22% 800万円以下)
- ② 中小法人の交際費の損金算入限度額の引き上げ。
(現在は1億円以下の法人：年400万円まで90%)
- ③ 環境税の導入を行わないこと。
(導入後ガソリンへの税率想定 1リッター当たり 1.52円)
- ④ 消費税率の引き上げは絶対に行わないこと。
- ⑤ ポイントカード、商品券等に係る未引換分の収益計上時期は、法人税基本通達(2-1-33)において発行年度から足かけ5年目の年度とされているが、未引換分の収益計上は交換資金の社外流出を招き、交換資金が不足する等組合運営上大きな問題である。このため、未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。
- ⑥ 固定資産税の負担軽減措置の強化(商業地等に係る「負担水準」の上限引き下げ)
特に、商店街及び卸団地における空き店舗は、経済活動が無く、その施設から価値を生みだしていないことから、固定資産税の課税標準額を50%にする軽減措置を講ずること。
- ⑦ 法人事業税の外形標準課税については、中小法人への課税対象拡大を絶対に行わないこと。(現在は資本金1億円超を対象)
- ⑧ 軽油引取税について
 - ・ 道路特定財源である軽油引取税の一般財源化は行わないこと。
 - ・ 廃棄物中間処理業者の軽油引取税について免税措置化すること。
- ⑨ 中小企業において円滑に事業承継が出来るよう生前相続特例制度を創設すること。
- ⑩ 売上代金に係る金銭の受取書への印紙税の非課税額を引き上げること。
(現在は受取書に記載された受取金額3万円未満が非課税)

『県に対する要望』

8. 地域振興支援の拡充強化

県内中小企業等が更なる発展及び地域の産業振興が図られるよう、以下の地域振興支援を拡充強化すること。

- (1) 地産地消及び県産木材活用の推進
- (2) リサイクル材の活用推進
- (3) 金融対策(信用保証協会への支援等)
- (4) 官公需(県内中小企業への優先発注等)
- (5) 街づくり・商業振興支援
- (6) 改正道路交通法の弾力的な運用
- (7) 中央会事業費の確保

【 中小企業競争力強化・地域経済活性化に関する 特別決議 】

- 1, 中小企業の活力強化のための税制改革の実現
- 2, 中小企業対策予算の十分かつ安定的な確保
- 3, 地域産業振興施策の抜本的拡充と道路網の早期整備
- 4, コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

岩手県商工業表彰

団体（3組合）（敬称略・順不同）

岩手県金属工業協同組合 理事長平野 豊
岩手県南青果商業協同組合 理事長阿部 修治
宮古市中央通商店街振興組合 理事長高岩 良吉

個人（5名）

土村 雅彦 岩手県屋外広告美術業協同組合理事長
熊谷 洋 北上市本通り商店街振興組合理事長
田高 琢也 協同組合久慈銀座商店会理事長
西野 利夫 盛岡中央工業団地協同組合理事長
吉田 信雄 岩手県室内装飾事業協同組合理事長

大会表彰

優良組合・青年部（5組合・2青年部）

岩手中部生鮮食品流通事業協同組合 理事長 高橋 亨
高田松原商業開発協同組合 理事長 伊東 孝
直売センター北上協同組合 理事長 昆野 将元
ひらいずみ商業協同組合 理事長 千葉 庄悦
岩手県南リサイクル協同組合 理事長 工藤 一博

盛岡駅前商業研究会 会長 森 雅之
岩手県屋外広告美術業協同組合広和会 会長 小松 久夫

組合功労者（役員の一部）（46名）

前田 朝雄 岩手県室内装飾事業協同組合理事
渋川 金一郎 岩手県室内装飾事業協同組合理事
伊東 進 陸前高田商業振興協同組合副理事長
菅野 利夫 陸前高田商業振興協同組合理事
石川 進 物流ネットワークオール岩手協同組合理事
藤原 孝 物流ネットワークオール岩手協同組合理事
渡辺 和美 協同組合江釣子ショッピングセンター副理事長
井上 和彦 協同組合江釣子ショッピングセンター監事
筒井 學 協同組合花巻総合卸センター理事
伊藤 賢治 協同組合花巻総合卸センター理事
千葉 龍二郎 水沢区下水道協同組合理事
生内 邦雄 岩手県防水工事業協同組合理事
塩原 弘 岩手県ビル管理事業協同組合理事
中村 金三郎 盛岡駅前商店街振興組合理事
藤村 四郎 盛岡駅前商店街振興組合監事
平野 喜嗣 岩手県電気工事業工業組合理事長
田中 清 岩手県鉄構工業協同組合理事
藤沼 弘文 岩手県金属工業協同組合理事
川又 博 協同組合一戸ショッピングセンター副理事長
逢坂 雅博 協同組合一戸ショッピングセンター専務理事
村上 國充 岩手県塗装工業組合副理事長
藤田 堅治 岩手県自動車整備商工組合副理事長
田高 春男 岩手県自動車整備商工組合理事

小出 友則 岩手県ブローラー事業協同組合理事
西野 代良 岩手県印刷工業組合常務理事
藤原 英男 むろね商業協同組合顧問
高橋 駿介 北上市水道工事業協同組合理事
八重樫 章 北上市水道工事業協同組合理事
小原 繁夫 岩手県生めん協同組合相談役
佐藤 好彦 岩手県南建設業協同組合常務理事
佐々木 成 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合理事
畠山 善四郎 宮古建具業協同組合理事
渡辺 忠之助 岩手県畳工業組合理事
村井 晃 協同組合日専連盛岡理事長
船木 正彦 盛岡工業団地協同組合理事
及川 文明 盛岡工業団地協同組合理事
加藤 勝 盛岡工業団地協同組合監事
吉田 利美 協同組合久慈銀座商店会理事
齊藤 俊明 岩手県菓子工業組合理事長
工藤 浩 盛岡地区タクシー業協同組合理事長
菊池 ナヨ 企業組合夢咲き茶屋理事
岩清水 晃 南部鉄器協同組合理事長
鈴木 正二 岩手県鋳金工業組合常任理事
佐藤 幸雄 岩手県管工事業協同組合連合会会長
高橋 雅光 岩手県中小企業青年中央会会長
佐香 英一 宮古市末広町商店街振興組合理事長

組合功労者（職員の部）（8名）

菊池 克裕 協同組合江釣子ショッピングセンター企画課長
小関 奈津子 岩手県電気工事業工業組合水沢支部事務職員
作間 晋吾 岩手県生コンクリート工業組合職員
菊地 雄二 岩手県生コンクリート工業組合職員

小野寺 美登 協同組合一戸ショッピングセンター事務局長
刈屋 正俊 岩手県自動車整備商工組合業務部長
高橋 洋子 協同組合北上商店会職員
鎌田 豊稔 岩手県管工事業協同組合連合会事務局長

「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の概要(施行は平成19年4月1日)

本誌7月号及び9月号にて本年5月1日施行「会社整備法による組合法の一部改正」について掲載致しましたが、今回は更に去る6月9日に成立、平成19年4月1日に施行される「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」の概要についてお知らせします。

同法律は近年、組合によっては、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生していることから、事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業(保険事業)の健全な運営の確保、という二つの柱による措置が講じられました。概要については以下の通りです。

今回の法改正における規律強化のための仕組み

＜事業協同組合全般に関する具体的措置＞

＜共済事業を実施する事業協同組合に関する具体的措置＞

「大規模な組合」

- ◆大規模な組合にだけ上乗せされる措置
- ・監事の権限強化(現在会計監査のみ行っている監事に業務監査権限を付与)
- ・員外監事制度の義務化
- ・余裕金の運用制限の導入(外債購入等、投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定)



組合員
1,000人
以上を想定

「大規模に共済事業を実施する組合」(「特定共済組合」)(現行相当程度の規制がある火災共済組合にもほぼ同様の措置を導入)

- ◆特定共済組合にだけ上乗せされる措置
- ・原則兼業禁止(共済事業に専念)
- ・財務の健全性に関する基準(支払余力を判断するための指標)の導入
- ・最低出資金規制の導入



「組合全般」

- ◆組合全般に係る措置
- ・役員任期の変更(理事→3年以内から2年以内へ、監事→3年以内から4年以内へ)
- ・理事による利益相反取引(理事の借入金債務の債務保証等)の制限
- ・現在、会計監査のみ行っている監事に業務監査権を付与する。(ただし、会計監査に限定することを定款で定めることができる。この場合、理事会の招集権の付与等、組合員の権限を強化する。)
- ・会計帳簿の保存義務(10年)
- ・会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き下げ(10分の1から100分の3へ)等

「共済事業を実施する組合全般」

- ◆共済事業を実施する事業協同組合全般に係る措置
- ・共済以外の事業との区分経理
- ・事業方法書等の提出・認可
- ・責任準備金積立など準備金に関する規定の整備
- ・余裕金の運用制限の導入(外債購入等、投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定)
- ・外部監査の導入(負債金額一定額以上の場合)
- ・共済経理人の選任・関与(長期の契約を締結する場合等複雑な数値計算を必要とする場合)
- ・重要事項の説明義務
- ・業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧
- ・共済代理店に関する規定の整備
- ・員外利用の定義の見直し(組合員と成型を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす)
- ・合併議決を総代会でも可とする
- ・火災共済協同組合の地区の拡大

改正された主要事項

※共済金額一定以上
(省令で規定。現在30万円で引き上げ検討中)

組合の自治運営を効果的に機能させるために、組合運営全般の見直しを行い、特に組合員数に対して一定規模以上の組合を対象としています。

	現行	改正後
1. 員外監事制度の導入	組合の規模にかかわらず、外部監査については明記されていない。(信用協同組合を除く)	組合員の総数が政令で定める基準(1,000人以上を想定。以下、「大規模組合」という)を超える組合(信用協同組合及び信用協同組合連合会は除く。)においては、監事のうち1人以上は員外とする。 ※員外監事とは… 当該組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員もしくは使用人以外の者であって、かつ、その就任の前5年間当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役もしくは使用人でなかった者でなければならないものとする。(注1)
2. 役員の資格要件の創設	良識事項として、特に明記されていない。	会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等が役員となることを禁止する。
3. 役員の任期の変更	役員の任期は3年以内において定款で定める期間とされている。	理事の任期は2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。(注2)
4. 監事への業務監査権限の付与	監事は、理事の職務執行(信用協同組合及び会員に対する資金の貸付及び定期預金の受け入れ事業を行う協同組合連合会以外の監事にあっては、会計に関する	監事は、理事の職務執行を監査するとともに、監査報告を作成しなければならないこととする一方で、「大規模組合」以外は、定款において監事の監査権限を会計に限定できるものとする。(注3)

	ものに限る。)を監査する。	
5. 理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備	理事の監事への報告義務については良識事項として特に明記されていない。	監事が監査業務を行う組合においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監事に報告しなければならない、又、6カ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができるものとする。
6. 監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備、組合員による理事会の招集	理事と監事の関係は、良識事項として、商法等の準用規定があり、理事の監事への報告義務等の規定があるが、法令違反行為について特に明記されていない。 又、理事会の招集については、法に規定がなく、定款例で理事が行うこととしている。又、定款違反・そのおそれがある理事及び開催請求組合員の意見発言の明記がされていない。	監査権限限定組合（監事が会計監査のみを行う組合）においては、理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は組合員に報告しなければならない、又、6カ月以上継続して組合員である者は、理事が法令違反等の行為をするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の禁止請求をすることができるものとする。 又、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認められるときには、組合員が理事会を招集できることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し、意見を述べるができるものとする。
7. 監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ	理事会議事録の署名は、出席理事が署名押印することとし、監事の出席及び署名規定はない。	理事会へ出席した監事に理事会の議事録への署名を義務付けるものとする（ 注4 ）
8. 理事と組合の利益相反取引の制限	理事と組合の契約（自己契約）については、理事会の承認が必要とされているが、利益相反取引については特に明記がない。	理事が自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受けなければならないものとする。
9. 役員の損害賠償責任の免除	原則として総組合員の同意がなければ免除できないとする規定となっている。 ただし、信用協同組合及び同協同組合連合会についてのみ、善意無重過失の理事に関する一定限度までの責任免除を認めている。	役員の損害賠償責任については、役員等が善意・無重過失の場合においては、免除額をあらかじめ定め、理事会の決議によって当該免除額を限度として免除することができる旨を定款で定めること等ができるものとする。（ 注5 ）
10. 決算関係書類・事業報告書の作成・保存期間の明記等	理事は、通常総会の会日1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えておかなければならないという規定だけで、書類保存については明記されていない。	組合は、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書を作成し、作成した時から10年間保存しなければならないこととともに、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、その日の2週間前から5年間主たる事務所（従たる事務所にあつては3年間）に据え置くものとする。
11. 会計帳簿の保存期間の明記及び閲覧要件の緩和	上記と同じく会計帳簿等の保存については明記されていない。又、会計帳簿の閲覧については、総組合員の原則10分の1以上の同意を得て閲覧請求が可能となっている。	組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとともに、共済事業を行う組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会以外の組合の組合員は、その総数の100分の3以上の同意を得て、組合に対して会計帳簿の閲覧請求等を行うことを可能とする。
12. 総会における理事及び監事の説明義務	理事及び監事の説明義務については特に明記されていない。	理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないものとする。
13. 余裕金の運用制限	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合、共済責任の再共済を行う協同組合連合会は、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運営してはならないものとする。	共済事業を行わない大規模組合（信用協同組合及び信用協同組合連合会を除く）は、業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならないものとする。（ 注6 ）

※ 経 過 措 置

(注1) 新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃）の終了時まで適用しない。

(注2) 新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会（4月～翌年3月までの事業年度の場合：平成20年4、5月頃）の終了前（平成19年度総会の改選まで）に在任する者の任期については、法施行後も従前の例による。

(注3) 定款、規約の変更や業務監査に必要となる書類の整備等、相当程度の準備が必要となるため、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了時から適用。

(注4) 業務監査の経過措置に合わせ、新法施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了時から適用し、当該通常総会終了前は従前の例による。

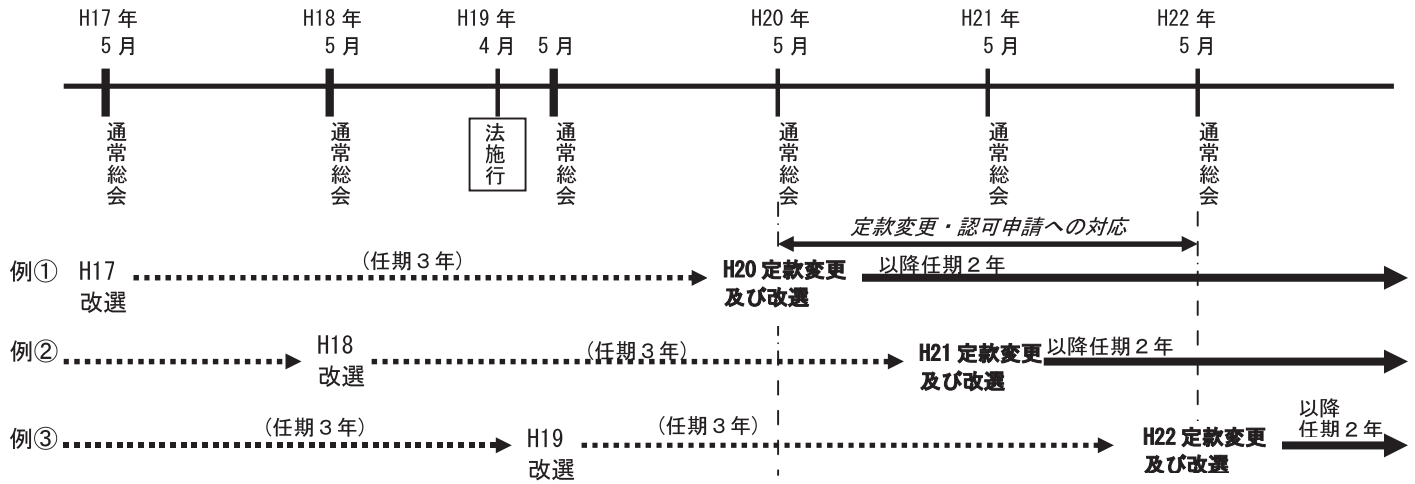
(注5) 新法施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

(注6) 新法施行日から3年間で当該運用に係る資産の処分をしなければならない。

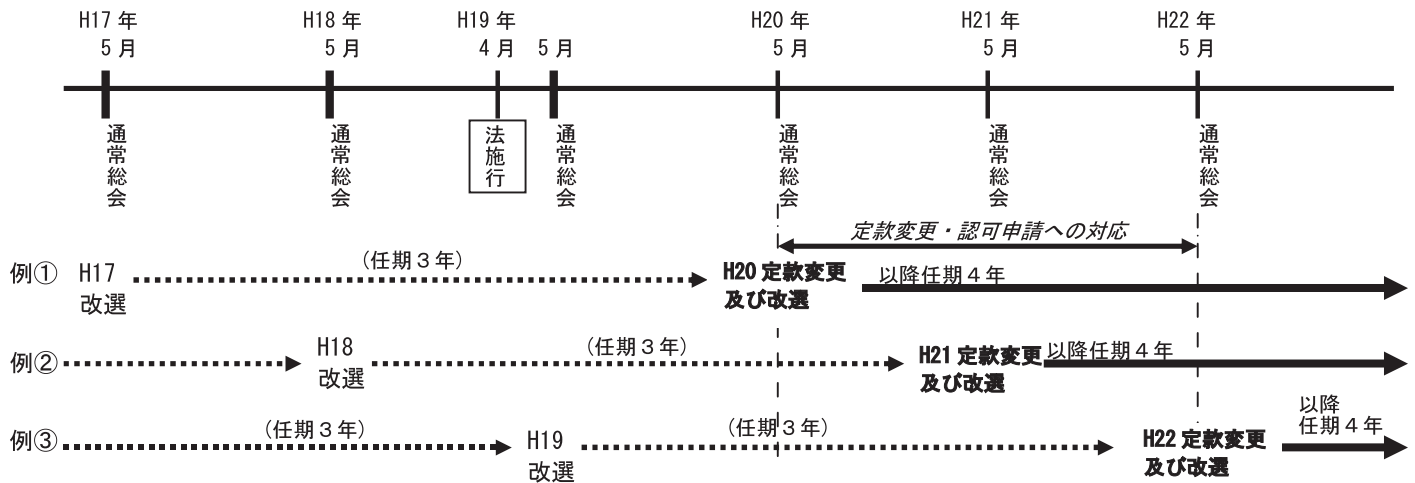
役員(理事、監事)の任期変更

(3月決算で5月に通常総会を開催する場合)

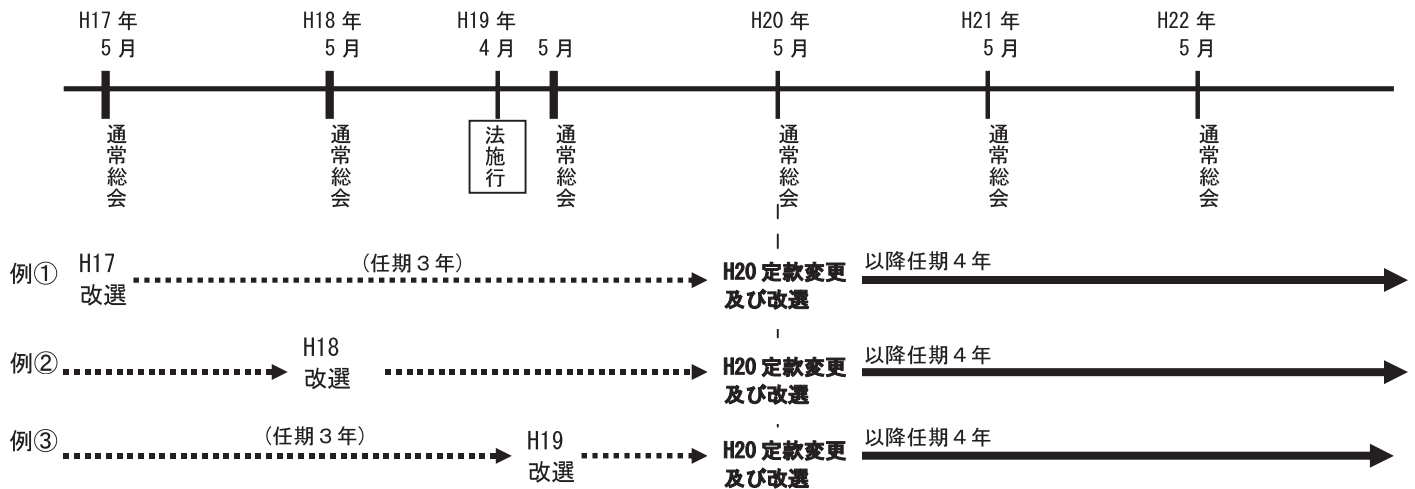
事例1) 現行で理事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき理事の任期を2年とする場合の定款変更及び改選時期について前回の改選時期により対応が異なります。



事例2) 現行で監事の任期を3年としており(少人数組合)、引き続き業務監査権限を付与しない組合であって、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の定款変更及び改選時期について前回の改選時期により対応が異なります。



事例3) 現行で監事の任期を3年としており(大人数組合)、監事への業務監査権限の付与及び員外監事の設置が義務づけられる組合であって、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合について。



今回の法改正において、今後国から政省令等が示された段階で、改めて組合が検討すべき具体的な事項についてもお知らせします。

高度化事業の見直し・改善について

この度、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、高度化事業について従来から要望の多かった事項を中心に制度の見直し・改善を行いました。

以下にその主な改正点についてお知らせいたします。

1. リニューアル事業の積極的推進

平成11年度以降これまで限定的な運用を行ってきた施設の再整備（リニューアル）について、今後は「施設再整備貸付」として積極的に貸付対象とする。

2. 使いやすい高度化事業制度へ向けての各事業の主な改正点

(1) 各事業共通事項

- ① 施設の新設、増設はもとより改築、改装についても資本的支出と認め、資産計上されるものであれば貸付対象とする。また、1台当たりの取得価格・耐用年数の制限を廃止、資産計上されるものであれば単価は問わない。
- ② 高度化資金の残債を有する施設を取り壊す際、原則として繰上償還が必要となるが、改造後の施設が以前の施設と同等以上の価値・機能を有し、債権保全上支障がないと認められるときには繰上償還を求めない。
- ③ 他の第三者に長期間賃貸することを目的とする施設については貸付対象としないこととしているが、長期間の定義を「1ヶ月以上」から「1年以上」に改正。

(2) 集団化事業

- ① 限定的な規定であった「一の団地」と「一の建物」の定義を廃止。これにより、機能的運営が確保されるのであれば隣接地でない場所での団地整備が可能となり、また建物は合理的な理由がある場合には分棟でも可能となった。
- ② 団地内道路の幅員に係る要件（主要道10m以上、その他6m以上）を廃止。
- ③ 商店街パティオ事業を実施する際の集団化事業の用に供する敷地面積及び広場の面積に係る要件（敷地面積500㎡以上、広場面積150㎡以上）等を廃止。これにより、地域の実情に合わせた小規模な商店街パティオ事業も可能となった。
- ④ これまで集団化事業において組合員が施設を長期賃貸する際は、「他に自己所有する施設がない者」に限定していたが、この要件を廃止。これにより、多店舗展開しているような力のある中小企業が組合に加入し、施設を利用することが可能となった。

(3) 集積区域整備事業

- ① これまでの「集積区域」の細かな定義を廃止し、今後は、集積していると判断されれば「集積区域」とする。
- ② これまでは組合員施設の整備に係る貸付けは「組合員貸し」のみであったが、「組合貸し」または「組合員貸し」のどちらも可能となった。
- ③ これまで集積区域整備事業において組合員が施設を長期賃貸する際は、「集積区域内に他に自己所有する施設がない者」に限定していたが、この要件を廃止。

(4) 集団化事業・施設集約化事業

中小小売商業振興法第4条第2項又は第3項の認定を受けた場合の無利子となる要件を「組合員等の2分の1以上が、当該市町村の区域において当該計画の作成前から事業を行っている者であること」と限定していたが、この要件を廃止。これにより、当該市町村の事業者に限らず事業意欲のある者が参加しやすくなった。

(5) 共同施設事業

- ① アーケード、カラー舗装等商店街の環境の整備に関する施設を整備する場合の必要人数を「20人以上」から「10人以上」に緩和。
- ② 会議場施設、広場又は駐車場のみを設置する際の、参加人数5人以上となっていた要件を他の共同施設と同様に4人以上に改正。

65歳までの継続雇用を！！(第1回)

～中央会は『65歳継続雇用達成事業』に取り組んでいます～

急速に労働力の高齢化が進展する中、従業員等が年金支給開始年齢まで働き続けることができるようにするために、「高年齢者雇用安定法」が改正され、平成18年4月から、“65歳までの雇用確保措置”(継続雇用制度の導入、定年の引き上げなど)の実施が段階的に義務づけられました。

このため、本会は、平成16年度から、岩手労働局からの委託により、会員組合及び組合員の構成員企業を対象に定年延長をはじめとした、65歳まで働くことができる環境の整備に努めながら、継続雇用制度の導入比率向上を図ることを目的とする、「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

以下では、今年度の事業計画、65歳継続雇用制度の概要、導入手順や留意点、導入事例、導入状況等について3回に渡り説明いたします。

<事業の概要>

1. 実施主体 岩手労働局

2. 委託先 岩手県中小企業団体中央会

3. 実施期間 平成16年度、平成17年度、平成18年度 (3年間)

4. 平成18年度実施事業内容(予定)

① 「65歳継続雇用達成方針」に基づいた定年年齢の引き上げ及び継続雇用制度の導入促進

(協)盛岡卸センター、盛岡工業団地(協)、盛岡中央工業団地(協)及び北上金属工業団地(協)の組合員企業71社を65歳継続雇用導入モデル企業として、次の継続雇用制度等の導入支援を行い、その導入ノウハウの蓄積をもって県内中小企業等への導入を促進する。

(ア) 定年年齢を65歳に引き上げる

(イ) 希望者全員を対象として65歳まで継続雇用する制度

(ウ) 継続雇用対象基準等を労使協定や就業規則等で定め、これに該当する限り65歳まで継続雇用する制度

② 本会会員(全体)を対象とした事業メニュー

- ・ 本会会員組合及び組合員企業の代表者・雇用管理担当者を対象とした「全体セミナー」を開催。
- ・ 制度導入の好事例となる事業所を視察し、報告書を作成・配布することで、制度の普及推進を図る。
- ・ 最終年度ということで、事業定着調査(対象:事業対象71社)を行い、事業成果を検討・分析する。

③ その他の継続雇用制度の相談・援助体制及び普及・啓発

- ・ 支援体制＝継続雇用制度導入あるいは制度の見直しを図ろうとする会員組合及び組合員企業に対し個別相談等により支援を行う。
- ・ 相談窓口の設置＝会員組合及び組合員企業の継続雇用制度の導入に向けた取り組みを積極的に支援するため本会に「継続雇用相談窓口」を設置する。
- ・ 普及・啓発＝傘下企業に対する啓発・周知チラシ・ポスター・ホームページの更新

※ 本事業は、(協)盛岡卸センター、盛岡工業団地(協)、盛岡中央工業団地(協)、北上金属工業(協)のご協力をいただき実施しております。

○ 高年齢者雇用安定法第9条

(定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢等の安定した雇用の確保)

定年(65歳未満のものに限る)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、

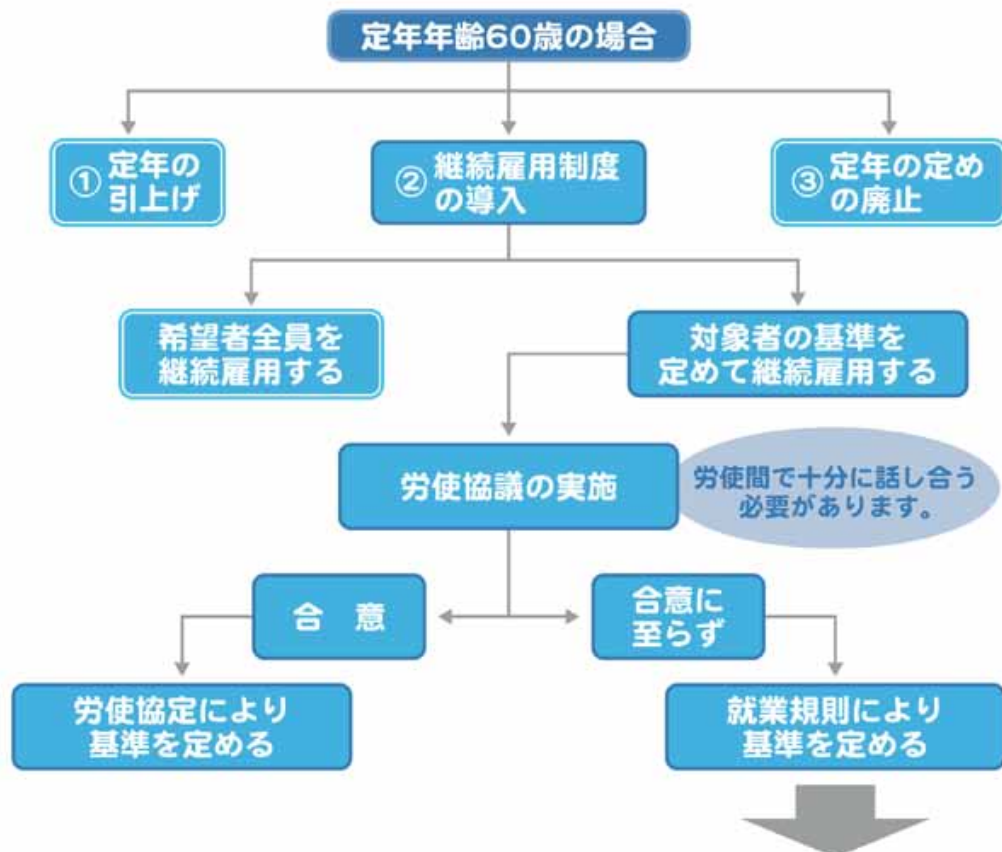
- ① 65歳までの定年引き上げ、②継続雇用制度(再雇用、勤務延長)の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を平成25年度までに段階的に講じなければなりません。

高年齢者雇用確保措置の上限年齢は、次のスケジュールで段階的に引き上げることとなっています。

- 平成 18 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日：62 歳
- 平成 19 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日：63 歳
- 平成 22 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日：64 歳
- 平成 25 年 4 月 1 日～：65 歳

○導入手順

(1) 定年の引き上げ (2) 継続雇用制度の導入 (3) 定年の定めの廃止からの選択



※1 事業主は、労使協定により、②の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係わる基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなします。

※2 経過措置として、事業主が努力したにもかかわらず、協議が調わないときは、次の期日までは、就業規則等により「対象者に関する基準」を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入することができます。この期間内に労使協定で基準を定めるように、労使において継続して協議を行うことが必要です。

- 大企業（常時雇用する従業員数：300人超）……平成 21 年 3 月 31 日まで
- 中小企業（常時雇用する従業員数：300人以下）……平成 23 年 3 月 31 日まで

平成18年度 第3・四半期官公需発注ニュース

国等の中小企業向け物品等の発注計画は、次のとおりとなっていますので受注希望組合及び事業所は、直接、官公庁へお問い合わせください。

・中小企業向け官公需特定品目

(単位:千円)

発注機関名	調 達 方 法					
	品 名	数 量	金 額 (千円)	規格・仕様等	入札方法	時期
(独) 農業・食品産業 技術総合研究機構 東北農業研究センター 企画管理部会計チーム(調達) TEL:019-643-3440	A 重油	80,000 リットル	—	JIS1種 2号	一般競争	10月 下旬
独立行政法人緑資源 機構東北北海道整備局 TEL:019-654-0101	事務用品 印刷 台所・食卓用品 台所・食卓用品 事務用品	—	450 40 5 16 200	—	随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約	未定 未定 未定 未定 未定
奥州市 総務部財政課契約係 TEL:0197-24-2111	観光パンフレット リーフレット ロードマップ	10,000 部 40,000 部 40,000 部	—	A4・24 頁 — —	一般競争	11月

・工事の一般競争の発注に関連する情報

(単位:千円)

発注機関名	情 報 内 容				
	工事名	場所	概要	工期	入札 時期
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 企画管理部会計チーム(調達) TEL:019-643-3440	グラディオトロニ温度 勾配チャンバー改修工事	盛岡市	温室空調設備ほか改修	約3ヶ月	11月 下旬
	省力乳牛舎ハ ンクリーナー改修工事	盛岡市	ハ ンクリーナーほか改修	約2ヶ月	10月 下旬
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課 TEL:019-624-3131	北上川黄海地区 築堤工事	藤沢町	一般土木工事 施工延長 L=170m 盛土工 V=29,000m3 植生工 A=4,000m2	約5ヶ月	第3四 半期
	北上川平泉地区 環境整備工事	平泉町	一般土木工事 散策路 L=800m 階段工 N=1箇所 緩傾斜坂路N=1箇所 高水敷整正 A=3.0ha 親水護岸 L=100m	約5ヶ月	第3四 半期
	平泉地区道路改 修工事	平泉町	一般土木工事 盛土工一式 護岸工一式 排水構造物工一式	約5ヶ月	第3四 半期

	川目道路改修工事	盛岡市	一般土木工事 切土工一式 盛土工一式 補強土壁工一式 護岸工一式	約5ヶ月	第3四半期
	一関遊水地衣川橋床版工事	平泉町	床版工 1式 コンクリート 380m3 鉄筋 87t	約6ヶ月	第3四半期
	水沢・盛岡国道管内標識等設置工事	一関市 ～ 盛岡市	維持修繕工事 案内標識45基	約6ヶ月	第3四半期
	二戸・盛岡西国道管内標識等設置工事	二戸市 ～ 雫石町	維持修繕工事 案内標識21基	約6ヶ月	第3四半期
	福養揚水機場ポンプ設備新設工事	平泉町	機械設備工事 水中モーターポンプ製作据付 φ250mm-30kw 2台 送水管設置φ400mm L=160m (主要建設資材需要見込み量) ダクタイル鋳鉄管φ400-13.3t SGP φ400 L=160m	約6ヶ月	第3四半期
	北上川上流水門設備等改修工事	盛岡市 ～ 一関市	機械設備工事 開閉機取替 電動ラック式 4台 塗替塗装 樋門樋管 3箇所	約6ヶ月	第3四半期

中小企業退職金共済制度加入促進強化月間 実施

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、中小企業退職金共済制度の一層の加入促進を図るため、10月1日から31日までの期間「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」を実施いたします。

中退共制度(中小企業退職金共済制度)とは（中小企業の退職金を国がサポートします）

昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

制度のしくみ（中退共制度は法律で定められた社外積立型の退職金制度です）

①事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。

②毎月の掛金を金融機関に納付。掛金は全額事業主負担です。

③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。

制度の特色

◆有利な国の掛金助成

新しく加入する事業主に、掛金月額1/2（従業員ごと上限5,000円）を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円、400円、500円が上乗せされます。

また、18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

◆掛金は全額非課税

掛金が事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

◆簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

◆通算制度でまとまった退職金

加入前の勤務期間(過去勤務期間)の通算制度、転職した場合の通算制度があります。

◆退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いで受け取ることもできます。

二 戸 市

二戸市

メモ：人口 32,131人 面積 420.31km²

〒028-6192 二戸市福岡字川又47 TEL0195-23-3111

一Town Information一

**五穀（ラーメン・せんべい・冷麺）、どぶろく、浄法寺塗
天台寺、馬仙峽、九戸城、折爪岳、稲庭岳、座敷わらし**

URL <http://www.city.ninohe.iwate.jp/>

○ 新幹線や高速自動車を最大限生かした東北の拠点都市

☆ 都市と農村が融合する街

平成18年1月1日、二戸市と浄法寺町が合併し、新「二戸市」が誕生しました。地域の発展と市民福祉の向上を図りながら、二戸市の将来像「活力と安心、歴史文化の薫る拠点都市」の実現を目指して、新たなまちづくりを行っています。

二戸市は、岩手と青森県境に接する内陸北部に位置し、丘陵地が大半を占め、折爪馬仙峽県立自然公園や金田一温泉郷など豊かな自然環境に恵まれています。畑作、畜産が盛んで、葉たばこやブロイラーは、全国にその名を知られる産地となっており、キュウリやリンゴも主力生産物として、生産の拡大を図っています。

☆ 全国に誇る浄法寺塗・雑穀

健康食として全国的に脚光を浴びているアワ・ヒエ・キビなどの雑穀の生産を行っています。また雑穀を取り入れた特産品開発にも力を入れていて、今までにラーメン、冷麺、コンニャク、ギョウザ、せんべいなどの雑穀入り商品が開発されました。今後、新たな食品と組み合わせた特産品を開発し、雑穀の効能を紹介しながら、雑穀の生産拡大、消費拡大を目指しています。

また、良質な生漆の産地として名高く、かつては漆相場を左右していたといわれ、今でも国内産生漆の約6割を当地域で生産し、また伝統工芸品「浄法寺塗」の産地として知られます。漆の魅力は、深い色合いと光沢のもつ豊かさ、そして感触。素朴で重厚な使う人の手にしっかり納まる漆器は食育にも最適、雑穀とともに全国に発信していきます。

☆ 歴史薫るまち

二戸市は、天台寺や九戸城跡などに代表される歴史と文化が豊かなまちです。

天台寺は、奈良時代の神亀5年（728）年、行基が開山したと伝えられ、地域の人々は「おやま」と呼び、精霊の宿る深山を畏敬の念で仰ぎみてきました。九戸城跡は、約34歳の平山城で、天正18年（1590）、九戸



政実が率いる五千の軍勢と豊臣秀吉の奥州仕置軍6万が戦った歴史を持ちます。現在は城跡だけですが、当時の戦いを感じることができます。

☆ 交通の要衝として周辺地域とスクラム

平成14年12月、東北新幹線盛岡八戸駅間が開業し、都市部からのビジネス、観光への利便性が高くなりました。このことを契機として、青森県、秋田県の市町村を含む周辺18市町村と交流“トリコロール”エリアとして連携しています。他にも高速道路浄法寺インターや国道4号、主要地方道二戸五日市線などあることから、交通の要衝としての役割は高まるばかりで、岩手県北の拠点都市として、今後の発展が期待されています。

○ 『統一のれん』 事業

これまでの区画整理や街路事業などハード事業だけに頼るのではなく、中心商店街がもてなしの心を持ち、二戸の特色を前面に打ち出すために、平成16年に中心市街地活性化補助金を活用し『統一のれん』事業を実施しました。

143店が参加し、地域住民・商店街が「自分たちの街・商店街」として再認識し街の活性化につながっています。



○ カシオペアメッセ・なにゃーと

二戸市石切所字森合68 TEL0195-23-7210

JR・IGR二戸駅に隣接した二戸広域観光物産センター「カシオペアメッセ・なにゃーと」は、二戸駅を中心とした青森県南、秋田県北東、岩手県北の北東北3県の交流・連携のシンボルとして誕生しました。

「なにゃーと」のシンボルともいえる、360度のパノラマが楽しめる展望タワー、特産品フェアや展示会、芸術文化の発表などに使用できるメッセホールやイベントホール、二戸の素材を生かしたメニューが好評のレストランのほか、北東北3県の19市町村のお土産を多数取りそろえた物産センターなどがあります。また、観光案内を併設した駅レンタカーもあり、北東北の観光の拠点としてご利用いただけます。

【組合運営Q & A】

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q&A 1

Q. 産業構造の転換期にあり、組合員の減少など、思うような組合運営ができない状況が続いており、今後は、同業組合や異業種の組合と合併を視野に入れていますが、組合の合併は可能でしょうか？

A. 吸収合併（中小企業等協同組合法『以下、組合法』第63条の2）は、吸収する組合を存続組合として、消滅する組合の権利義務の全てを存続組合に承継させる合併形態ですし、新設合併（組合法第63条の3）は、2以上の組合がする合併で、合併により消滅する組合の権利義務を新たに設立する組合に承継させる合併形態です。

流れとしては、当該組合同士が総会の特別議決を経て、組合法に基づく合併契約書を作成し、契約を締結する必要があります。ただし、吸収合併の場合で、消滅する組合の総組合員数や総資産の額が、存続組合のそれぞれ5分の1以下であれば、存続組合の総会の決議がなくとも合併することができますが、総会の特別議決を経る事が望ましいでしょう。

新設組合の場合は、各組合がそれぞれ総会で選任した設立委員が共同で定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為を行います。

この間、公告のほか、債権者保護手続きなど様々な手続きがありますので、中央会にご相談ください。

合併契約を締結後は、行政庁に対して合併の認可申請を行い、認可を受け、それぞれの組合が登記を完了することによって、正式に合併が達成されます。

以上のとおり、組合の合併の方法について、説明しましたが、最も重要なことは、合併によって、お互いの組合及び組合員企業が、経済的価値を得られるか、若しくは、経済的な価値が得られるように組織構造を合併によって、変化させられるかが課題であります。

一般的に合併の目的は、次の5つの要因に分かれると思われます。

① 垂直型合併

垂直型合併とは、企業活動において、後方又は前方へ統合することで、後方垂直統合とは、重要な原材料の供給業者を買収する方法、前方垂直統合とは、自社の顧客や流通チャネルを買収する方法です。

例えば、外食チェーンが食品卸会社を買収したり、菓子製造業が菓子小売業を買収したりすることで、これまでの顧客や取引先を内製化することにより、付加価値を生み出そうとすることです。

② 水平型合併

水平型合併とは、競合する企業を買収することで、競争環境を緩和する方法です。これは、反競争的な意味合いを持つことから、独占禁止法の対象となる場合がありますので注意が必要です。

③ 製品拡張型合併

製品拡張型合併とは、製品ラインを獲得することで、既存の製品群を補完することができます。

例えば、子供向け衣料品店が、子供の親の年代層のカジュアル衣料品店を買収することにより、衣料品のカテゴリー層を拡張することにより、販売機会の向上を目指すことなどです。

④ 市場拡大型合併

市場拡大型合併とは、新たな地理的販路を獲得するために、新たなターゲット地域の同業者などを買収する方法で、例えば、本州では強い紳士衣料品店が、手薄な九州地域での市場拡大のために九州地域の同業他社を買収することにより、新たな販売エリアを得ることです。

⑤ コングロマリット型合併

以上の①～④以外の合併タイプで、関連性がない合併のことです。企業の経営上関連性がないことは、単純に1+1=2の合併タイプで、相乗効果が他の合併に比べ非常に少ないことから合併効果が期待しにくい合併タイプです。

【参考文献 企業戦略論 上・中・下3巻（ダイヤモンド社）】

この様に合併タイプは様々ありますが、基本的な戦略の考え方として、生産コストや流通コストの削減の可能性等の技術の経済性や効果的な節税、借入金活用のお機会の増大、様々な優遇制度の活用などの財務的な動機、市場支配力の創造、組織管理の効率化などを念頭において、合併を進める必要があります。

景況感は上向きで推移（平成18年8月）

〈全体の概要〉

8月は猛暑とも言える暑さだったが、食料品製造業・各種商品小売業は盆商戦等で例年並みの需要を確保した模様。その他の製造業・卸売業では原材料単価・仕入単価の上昇の影響により収益悪化が目立ってきている。全体の景況DI値は△24で、先月の景況DI値△32及び昨年同月値△49と比べると確実に景気が改善しつつあることを示している。公共事業の減少、金利上昇、原油価格高騰等の諸要因で、業種によっては依然厳しい状況にあるが基調としては上向きで推移している。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

今年は酷暑にも関わらず頑張った。予想より落ち込みが少なく来月に期待している。

◆ 漬物製造業

大手スーパーの常時安値販売で、売出企画の盛り上がりが難しい。

◆ 木材・木製品製造業

住宅着工数は増加するも大手メーカーの受注が大半で地元は下請けに廻っている。

◆ 窯業・土石製造業

前月に続き出荷量は全体で140%と好調な伸びを示している。

◆ 鉄鋼金属製造業

見積件数が増加してきた。大規模工事の殆どは県外業者が占める。全国的に仕事量は増加しており材料不足の心配が出てきた。

◆ 水産物卸売業（盛岡市）

8月は台風の影響もあり品薄感が強まり、魚価は強含みに推移し取扱金額の増加となった。取扱金額

前年同月比1.1%の増加。

◆ 酒・調味料小売業

酒類の消費数量前年比98%、販売金額前年比96%と厳しい状況。暑さによりビール・清涼飲料は売れた。

◆ 自転車小売業

8月の防犯登録販売は前年比50%ダウン。

◆ 商店街（一関）

天候良好で夏祭り等は賑わったものの、期間中の売上は低調に推移。全体として前年割れの状況。

◆ 板金工事業

7月よりカラー鋼板メーカーの一斉値上げがあり、市場環境は混乱している。公共工事減少、談合や指名停止等で建設業界は大きく揺れている。

◆ 土木工事業

- ・一部請負工事額の増加があった。
- ・請負価格下落と建設資材価格の高騰により収益の悪化が見られる。

● 前年同月(平成17年8月)との数値の比較 ●

17年8月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	2	5	9	1	6	9	0	11	5	2	5	9
非製造業	5	10	22	2	14	21	0	26	11	1	16	20
計	7	15	31	3	20	30	0	37	16	3	21	29

18年8月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	4	11	4	3	11	4	0	15	4	2	13	3
非製造業	11	14	12	1	19	17	1	29	7	0	25	12
計	15	25	16	4	30	21	1	44	11	2	38	15